

ふくしま太陽光Ｊークレジットクラブ運営規約

(目的)

第１条 本会は、福島県が実施する脱炭素化に向けた取組の一環として、会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「Ｊークレジット制度」という）実施要綱（平成 25 年 4 月 17 日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきＪークレジットとしてＪークレジット制度認証委員会より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたＪークレジットを脱炭素化に向けた取組（再生可能エネルギーの導入拡大等）に活用することを目的とする。

(運営・管理)

第２条 本会の運営・管理は福島県(以下「運営・管理者」という)が行う。

- 2 運営・管理者はＪークレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (１) 本会への参加申込書の受理及び参加要件の確認に係る業務
 - (２) Ｊークレジット認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
 - (３) Ｊークレジット認証委員会への実績報告及びＪークレジットの認証申請に係る業務
 - (４) 認証されたＪークレジットの売却に関する業務
 - (５) 再生可能エネルギーの導入拡大等の脱炭素化に向けた取組に係る業務
- 3 運営・管理者として必要な事務は福島県企画調整部エネルギー課及び生活環境部環境共生課において行う。ただし、運営・管理の全部又は一部を外部に委託して行うことができるものとする。

(入会の申込)

第３条 本会に入会しようとする者は、「ふくしま太陽光Ｊークレジットクラブ入会届」に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

(入会の資格)

第４条 本会に入会しようとする者は、創出されたＪークレジットの売却益が福島県の実施する脱炭素化に向けた取組（再生可能エネルギーの導入拡大等）に活用されることに同意のうえ、(１)～(７)の全てを満たさなければならない。

- (１) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費しており、次のア～ウのいずれかに該当すること。

ア 太陽光発電設備の設置時期が、本会へ入会届を提出した日の2年前の日以降である。

イ 本会へ入会届を提出した日の2年前の日以降に、パワーコンディショナーの追加を伴う太陽光発電設備の増設を行っている。

ウ 本会へ入会届を提出した日の2年前の日以降に、設置済の太陽光発電設備に接続する蓄電池を設置している。

(2) Jークレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。

(3) Jークレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。

(4) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値(温室効果ガス排出量の削減効果＝Jークレジット)を運営・管理者へ譲渡することに同意すること。

(5) 本会に登録する太陽光発電設備は、給電部分に住居用途以外を含んでいないこと。

(6) 本会に登録する太陽光発電設備について、国や市町村の補助金を活用していないこと、又は活用しているが、当該補助制度上、Jークレジット制度への登録を行うことに制限は設けられていないこと。

(7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJークレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

(Jークレジットの取り扱い)

第5条 会員から運営・管理者へ譲渡されたJークレジットは、運営・管理者における利用目的に活用することとする。

(実績報告)

第6条 会員は、運営・管理者から要請があった場合、運営・管理者が指定する日までに、運営・管理者あてに、発電実績を別途指定する様式にて報告すること。

(業務の報告)

第7条 運営・管理者は、第2条第2項各号に掲げる業務の実績を、会員に対して年1回報告することとする。

2 前項の報告は、運営・管理者が福島県エネルギー課ホームページ上に掲載

することにより行うこととする。

(設備の処分等)

第8条 会員は、第11条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備又は太陽光発電設備に接続する蓄電池が毀損され、又は滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備又は太陽光発電設備に接続する蓄電池を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること）しようとするとき。

(設備追加の申込)

第8条の2 会員は、新たに設備を追加で導入した場合、「ふくしま太陽光Ｊークレジットクラブ設備追加届」に必要事項を記入し、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

(退会)

第9条 会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

2 運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第4条に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前項の届出があったとき。
- (3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。
- (4) 第11条に定める期間を経過した場合。

(会費)

第10条 本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第11条 会員資格の有効期間は、入会日から8年間とする。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第12条 運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないこととする。

(規約の改定)

第13条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく、必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、運営・管理者のホームページに掲載することにより、適宜会員に報告するものとする。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和8年6月24日から施行する。